

ひろしま西風新都の都市づくり懇談会開催要綱

(目的)

第1条 ひろしま西風新都の都市づくりの全体計画を見直すに当たり、より良い都市づくりに向けた幅広い意見や助言等を聴取し、全体計画に反映させることを目的として、ひろしま西風新都の都市づくり懇談会を（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、西風新都の都市づくりの課題や将来に向けての方向性等について意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又はそれに準ずる者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 懇談会に、座長1人を置く。

- (1) 座長は、出席者が互選する。
- (2) 座長は、懇談会の進行役を務める。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前条に掲げる者からあらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。（ただし、市長が必要と認めるときには非公開とすることができる。）
- 3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、広島市都市整備局西風新都整備部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月18日から施行する。
- 2 この要綱は、懇談会としての役割を終えた日にその効力を失う。
- 3 この要綱は、平成24年11月19日から施行する。